

会 議 記 録

会議名称	杉並区介護保険運営協議会（平成30年度第1回）	
日時	平成30年6月29日（金）13時58分～16時03分	
場所	杉並区役所 中棟5階 第3・4委員会室	
出席者	委員名	古谷野会長、藤林副会長、小林委員、野間委員、日置委員、堀本委員、瑠璃川委員、山田委員、奥田委員、成瀬委員、甲田委員、真砂委員、田嶋委員、北垣委員、井口委員、堀向委員、尾崎委員、森安委員、根本委員、相田委員、稲場委員
	区側	高齢者担当部長、高齢者施策課長、高齢者施設整備担当課長、高齢者在宅支援課長、地域包括ケア推進担当課長、介護保険課長、在宅医療・生活支援センター所長、保健サービス課長
	事務局	高齢者施策課
欠席者	植田委員、保健福祉部管理課長、障害者施策課長	
配付資料等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域密着型サービス事業所の開設について</li> <li>2 平成30年度以降の地域包括支援センターケア24の事業評価について</li> <li>3 地域密着型サービス事業所の新規指定（区内）について</li> <li>4 地域密着型サービス事業所の指定（区外）について</li> <li>5 杉並区介護保険条例の一部を改正する条例について</li> <li>6 杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例について</li> <li>7 地域包括支援センター（ケア24）の平成29年度事業及び第6期における事業の取組に係る事業評価について</li> <li>8 平成29年度「安心おたっしや訪問」実施結果及び平成30年度の実施について</li> <li>9 介護施設等の設備状況について</li> <li>10 在宅医療相談調整窓口相談実績集計表（平成29年度）</li> </ol> <p>参考資料 生活支援体制整備通信「杉並ぐるる」 第8号  参考資料 平成29年度杉並区生活支援サービス・活動紹介BOOK  参考資料 在宅医療地域ケア通信 第13号  参考資料 杉並区在宅医療・生活支援センター事業案内パンフレット  参考資料 委員・幹事名簿</p>	
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 委嘱状交付</li> <li>2 保健福祉部長あいさつ</li> <li>3 委員・幹事自己紹介</li> <li>4 会長・副会長選任</li> <li>5 平成29年度第5回運営協議会会議録の内容確認について</li> <li>6 議題 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域密着型サービス事業所の開設について</li> <li>(2) 地域包括支援センター事業評価部会について</li> </ol> </li> <li>7 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 区内の地域密着型サービス事業所の指定について</li> <li>(2) 区外の地域密着型サービス事業所の指定について</li> </ol> </li> </ol>	

	<p>(3) 杉並区介護保険条例の一部を改正する条例について</p> <p>(4) 杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>(5) 地域包括支援センター（ケア 24）の平成 29 年度事業及び第 6 期における事業の取組に係る事業評価について</p> <p>(6) 平成 29 年度「安心おたっしや訪問」の実施結果及び平成 30 年度の実施について</p> <p>(7) 介護施設等の設備状況について</p> <p>(8) 平成 29 年度在宅医療相談調整窓口の実績について</p> <p>8 その他</p>
会議の結果	<p>1 地域密着型サービス事業所の開設について（了承）</p> <p>2 地域包括支援センター事業評価部会について（了承）</p>
高齢者施策課長	<p>では、皆さん、そろわれましたので。暑い中、本当にありがとうございます。</p> <p>事務局のほうから、まず連絡を差し上げたいと思います。事前に資料を配付させていただいてございますけれども、大変申しわけありません、委員名簿の一部に間違いがありましたので、修正したものを本日席上に置かせていただきましたので、大変申しわけありませんが、差しかえということでもよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>では、平成 30 年度第 1 回の介護保険運営協議会を始めさせていただきたいと思います。</p> <p>今回は委員の改選後、第 1 回目となりますので、まだ協議会の会長が選出されるまでは事務局、私、高齢者施策課長のほうで進行のほうをやらせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>開会に先立ちまして、杉並区介護保険運営協議会の委員の委嘱状の伝達式を行います。委嘱状は席上に事前に配付させていただいておりますので、ご確認いただければと思います。</p> <p>本来でしたら、ここで区長からご挨拶を申し上げるところでございますが、本日、区長は公務で不在のため、保健福祉部長よりご挨拶申し上げたいと思います。よろしくお願ひします。</p>
保健福祉部長	<p>改めまして、こんにちは。杉並区で保健福祉部長をしています有坂といいます。今、申し上げたように、きょう、区長は小笠原返還 50 周年の関係で招待を受けていまして、今、船からおりて向こうについていると聞いています。かわって私のほうからご挨拶をさせていただきたいと思います。</p> <p>日ごろから皆様には、高齢者の施策事業にお力添えを賜りまして、本当にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。私どものこちらの第 1 回目の介護保険運営協議会、また委嘱式となりますけれども、こちらは介護事業が創設 18 年という長い時間がたっております。</p> <p>こうした中で、利用者数は創設当初の 3 倍以上になり、また、それを支えていただきますサービス利用事業者の皆様も多くなって、この間、発展してきているわけでございますけれども、一方で、皆さんご承知のとおり、団塊の世代が全て 75 歳以上になります 2025 年問題、そして団塊ジュニアがまた 65 歳以上になります 2040 年、よく日本の人口構成が棺桶型という形になると言われています。</p> <p>今、杉並区の高齢化率も 21%ですけれども、この 2040 年になれば 30%</p>

	<p>を超える見込みでございます。多くの高齢者が元気であれば一番うれしいところでございますけれども、やはりどうしてもだんだん老いとともに機能の低下というのは否めません。</p> <p>そうした中で施設で受け入れる、また、施設ではなくて在宅で受け入れる、そういった状況の中で、また医療の病床室数についてはご承知のとおり削減していく方向にある中で、どうしても在宅のほうの力、また、介護の力が必要になってまいりますので、こうした状況の中でぜひとも皆様のこの運協でいろいろとお力添えをいただきまして、よりよいこうした諸所の課題、大きな問題がありますけれども、それに対応してまいりますと思いますので、何とぞお力添えのほど、よろしくお願い致します。私からは以上です。</p>
高齢者施策課長	<p>以上で、委嘱状の伝達式を終えさせていただきたいと思っております。</p> <p>なお、保健福祉部長は公務のため、ここで退席させていただきますので、ご了承いただきたいと思っております。よろしくお願い致します。</p> <p>続きまして、委員のご紹介をさせていただきたいと思っております。委員の名簿順で、所属とお名前ということで自己紹介をお願いできればと思っております。よろしくお願い致します。</p> <p>まず、名簿のほう、1番の植田委員から本日欠席のご連絡をいただいておりますので、から順にお名前と所属等ということでお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。</p>
委員	公募区民です。2期目です。どうぞよろしくお願い致します。
委員	新任でよろしくお願いしたいと思います。宮前のほうから来ました。以上です。
委員	公募区民です。よろしくお願い致します。
委員	同じく、公募区民です。よろしくお願い致します。
委員	同じく、公募区民です。よろしくお願い致します。
委員	区議会議員です。よろしくお願い致します。
委員	区議会議員です。よろしくお願い致します。
委員	聖学院大学の教員です。引き続き、委員をさせていただきます。よろしくお願い致します。
委員	東洋大学の教員です。よろしくお願い致します。
委員	東京医科大学の教員です。よろしくお願い致します。看護師・保健師でございます。よろしくお願い致します。
委員	杉並区医師会の会長をやっています。よろしくお願い致します。
委員	今回初めてです。杉並区歯科医師会の副会長をやっています。よろしくお願い致します。
委員	杉並区薬剤師会理事をしております。よろしくお願い致します。
委員	杉並区の成田地区から出ている民生委員です。よろしくお願い致します。

委員	杉並区社会福祉協議会常務理事です。どうぞよろしくお願い申し上げます。
委員	杉並区障害者団体連合会から来ました。私の所属は「杉並区手をつなぐ育成会」として知的障害者の親の会です。よろしくお願ひいたします。
委員	杉並区いきいきクラブ連合会の委員です。よろしくお願ひします。
委員	杉並社会福祉士会会長をしています。よろしくお願ひいたします。
委員	訪問介護協議会から参りました。よろしくお願ひします。
委員	こんにちは。杉並区ケアマネ協議会のほうから参りました、会長を務めさせていただいております。本日初めてです。よろしくお願ひいたします。
委員	特別養護老人ホームすぎなみ正吉苑の施設長をしています。よろしくお願ひします。
高齢者施策課長	どうもありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思います。それでは、幹事のほうも自己紹介という形で、名簿に従いましてご紹介させていただきたいと思います。名簿の2番目、3番目の保健福祉部管理課長と保健福祉部の障害者施策課長はほかの会議がございまして、本日欠席となっておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。では、田部井部長からお願ひします。
高齢者担当部長	高齢者担当部長の田部井です。どうぞよろしくお願いいたします。
高齢者施策課長	改めて、高齢者施策課長の清水です。よろしくお願ひいたします。
高齢者施設整備担当課長	こんにちは。高齢者施設整備担当課長の森山と申します。よろしくお願ひします。
高齢者在宅支援課長	こんにちは。高齢者在宅支援課長の江川でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。
地域包括ケア推進担当課長	皆様、こんにちは。地域包括ケア推進担当課長の山崎と申します。よろしくお願ひいたします。
介護保険課長	こんにちは。介護保険課長の寺井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
在宅医療・生活支援センター所長	こんにちは。在宅医療・生活支援センター所長の山田と申します。よろしくお願ひします。
保健サービス課長	杉並保健所保健サービス課長の森田でございます。よろしくお願ひいたします。
高齢者施策課長	以上がこちらの協議会の幹事となりますので、よろしくお願ひしたいと思います。それでは、続きまして会長の選任に移らせていただきたいと思います。会長の選出は、条例で委員の互選により選出することとなっております。委員の皆様、いかがでございましょうか。
委員	これまで副会長、会長を歴任されてきた古谷野委員が経験、知識ともに豊富でございますので、引き続き会長をお願いしたらよろしいかと思ひますが、いかがでしょうか。(拍手)

高齢者施策課長	<p>ただいま、古谷野委員にお願いしたいということと、拍手をいただきましたので、異議ないようでございますので、古谷野委員にまた引き続き会長のほう、お願いしたいと思います。よろしくお祈いします。</p> <p>それでは、古谷野委員、会長席のほうに移っていただいて、ご挨拶とそれ以降の議事の進行、よろしくお祈いいたします。</p>
会長	<p>ご指名に預かりまして光榮です。引き続き、また、させていただきます。</p> <p>もう随分長くなったので、かわったほうがいいのかなどというふうにも思うのですけれども、阿佐谷で生まれ育って、そしてこの介護保険運営協議会で教わったことを大学へ持っていくと学生には大変喜ばれるのですね。逆をやると叱られるのですけれども。その上、父が介護保険でお世話になりましたし、母も今、要介護3でお世話になっておりますので、絶対に逃げないだろうということでもた、務めさせていただきます。どうぞよろしくお祈いいたします。</p> <p>次に、副会長を互選でということになっているのですが、もしお差し支えなければ、これまでも副会長として、また、ケア24の評価委員会の委員長としてご活躍いただいた藤林先生に副会長をお願いしたいと思うのですが、いかがでございますでしょうか。(拍手)</p> <p>ありがとうございます。それでは、藤林先生、こちらへお移りください。</p> <p>それでは、初めに一言ご挨拶をいただけますでしょうか。</p>
副会長	<p>いろいろとお世話になってお祈いまして、杉並区在住ではないのですけれども、杉並区は他区と比べても本当にいろいろと工夫していらっしゃいますし、大変住みやすいところだと思います。いろいろな形でまたお世話になるとは思いますが、よろしくお祈いいたします。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、これから議事に入りますが、議事に入るに先立ちまして資料の確認を事務局のほうからさせていただきます。</p> <p>お祈いします。</p>
高齢者施設課長	<p>本日の資料は、事前に皆様方にお送りさせていただいております。議題が2件、報告事項が8件でございます。</p> <p>資料については、1から10ということで用意させていただいております。</p> <p>本日、机上のほうに自治体間連携による特別養護老人ホームエクレスア南伊豆のチラシ、カラー刷りのものを1枚置かせていただきました。</p> <p>本日の資料は以上でございます。</p>
会長	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは、次第に従って進めてまいります。きょうもまたたくさんありますので、てきぱきとやらないといけないかなと思ってお祈います。</p> <p>最初に、前回の記録の確認です。これも事前にお送りいただきましたが、何せ前回の協議会はえらくたくさん議題があつて、記録を読むだけでも大変というくらいのボリュームなのですが、いかがでしょうか、何かお気づきの方、いらっしゃいますでしょうか。</p> <p>また、今回委員になられた方でわかりにくいところがおありでしたら、どうぞ遠慮なくお尋ねください。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>では、よろしければご承認いただいたということにさせていただきます。ありがとうございます。</p> <p>それでは、議題のほうに入つてまいります。</p>

	<p>まず1番目の議題「地域密着型サービス事業所の開設について」です。介護保険課長、お願いします。</p>
<p>介護保険課長</p>	<p>介護保険課長の寺井からご説明させていただきます。</p> <p>それでは、資料1-1をごらんください。「地域密着型サービス事業所の開設について」でございます。会長のほうからてきぱきという話がありましたけれども、改選後第1回でございますので、必要な部分は少し丁寧にご説明させていただきます。</p> <p>地域密着型サービスでございますが、高齢者が住みなれた地域で生活ができるように、身近な市町村で地域の実情に応じたサービスが提供できるように創設されたものでございます。原則として、杉並区であれば杉並区民の方が利用できるというものでございまして、杉並区に指定の権限がございます。</p> <p>介護保険法の78条の2、第7項におきまして、この地域密着型サービスの指定をする場合、また、指定をしない場合には、被保険者その他の関係者の意見を反映させるよう、必要な措置を講じるよう努めることとされてございますので、今回、委員の皆様にご意見をお伺いするものでございます。</p> <p>今回、1件でございます。「認知症対応型共同生活介護」認知症対応型のグループホームでございます。</p> <p>「(仮称)井荻つどいの家」。施設の概要でございます。名称は「(仮称)井荻つどいの家」、開設予定地は杉並区今川一丁目15番、定員は9名の2ユニットでございます。開設予定年月日は平成31年4月1日、圏域は荻窪でございます。</p> <p>運営する法人は、株式会社生活科学運営、代表者は記載のとおりでございます。現在も認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護支援事業、看護小規模多機能等の事業を行っているものでございます。</p> <p>添付資料として、別添の資料1-2以降でございますので、資料1-2をごらんください。事業の概要書でございます。</p> <p>法人については先ほど申し上げたとおりでございますが、担当者のところに「株式会社長谷工シニアホールディングス」という名称があり、この長谷工シニアホールディングスのグループ会社の生活科学運営という会社が法人でございます。</p> <p>計画でございます。土地・建物の面積等は、記載されております敷地が596.56平米、延べ床面積が582.15平米でございます。</p> <p>職員の体制でございますけれども、管理者、計画作成担当、介護リーダー等のメインとなる従業者は、既存の施設から当事業所に適切であると判断した社員の異動により対応すると。また、その他、介護従事者は現地でのパート社員採用を中心に必要な人員の採用を行うということでございます。管理者は1名で常勤1名、計画作成担当者は2名、介護職員は18名でございます。ユニットごとに9名ずつということでございます。</p> <p>研修計画は記載のとおりでございます。</p> <p>サービス提供計画は、利用者本位の状態、意向に配慮したサービス計画を作成するというところで、利用者との協議の上でサービス計画を定めるということでございます。</p> <p>裏面に参りまして、資金計画でございますけれども、資金調達方法は自己資金でございます。</p> <p>収支計画等は開設から6カ月、半年間のものが記載されておまして、</p>

	<p>毎月3名ずつ利用者・登録者がふえるような計画となっております。</p> <p>運営方針・運営理念等は記載のとおりでございます。図面がついてございますので、資料1-3をごらんください。</p> <p>資料1-3の左側でございます。地図がありますけれども、案内図でございます。井萩中学校の向かい側という場所に開設を予定しております。</p> <p>資料1-4に敷地図がございます。</p> <p>そしてまた、資料1-5、1-6に見取り図がございまして、それぞれ1階に9室、2階に9室という間取りとなっております。</p> <p>資料1-7は外観図となっております。</p> <p>今回のグループホームですが、区が公募してプロポーザルで選定したものではありません。今回は事業者からの持ち込みの案件でございます。</p> <p>参考までに、予定されている利用料についてご説明いたします。月額の使用料は15万8,200円を予定しております。内訳でございますが、家賃が8万円、食材料費が3万5,000円、光熱費が1万6,200円、管理費が2万7,000円ということでございます。このほかに、入居金の保証金として30万円かかるということが予定されてございます。また、このほかに介護保険の利用者の負担が1割負担、2割負担とかかってまいります。</p> <p>私からの説明は以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>最初ということもあるので、地域密着型の指定の手順を一度説明しておいていただけますか。</p>
介護保険課長	<p>先ほど申し上げたとおり、被保険者、その他の関係者のご意見を反映させるということで、今回、この協議の議題としてご意見をお伺いいたしました。この後、委員の皆様からのご意見なども反映させながら、この事業者の指定を行います。</p> <p>指定を行う前、あるいは後の運営協議会にて、もう一度この案件についてご報告させていただくような手続でございます。</p>
会長	<p>地域密着型なので、その保険者、この場合ですと杉並区が指定をするわけですが、そのときに運営協議会でまず一回ご議論いただいて、計画について質疑をすると。その結果を踏まえて介護保険課のほうで、例えば必要があれば指導したり、追加の情報収集などをして、そしてその次の運営協議会でもう一回、今度は報告という形でご説明いただくと。開設の時期によっては、既に開設指定した後で報告ということもあり得るという流れになります。</p> <p>よろしいでしょうか。この案件についてご質問あるいはご意見がおありの方、いらっしゃいましたら、どうぞ遠慮なくおっしゃってください。</p> <p>医療の関係はいいですか。</p>
委員	<p>今、ちょっと課長さんとお話ししていたのですがけれども、グループホームの場合、基本的には医療関係は入居されている方の主治医がもともと診るとというのが原則であって、例えば主治医の先生が訪問診療できないよとか、もともと主治医があまりいないのだという方に関しては、その施設の嘱託の先生がやることも第2の方法ということになると思いますので、そんな形で進めていただけたらと思います。</p> <p>もし、そういう方のための嘱託医が必要であれば、医師会のほうに嘱</p>

	<p>託医の推薦依頼を出していただければ、医師会のほうで推薦することは可能です。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>いかがでしょうか、ご質問、ご意見よろしいですか。</p> <p>そうしたら、私から2点伺おうと思うのですが、1つは随分早目に計画を出されましたよね。開設が31年4月なのに、1年前からお持ち込みになったというのは何か理由があるのでしょうか。それが1つ。</p> <p>それからもう1つは、開所後の利用者の受け入れが随分のんびり、3人ずつという計画ですよね。普通こんなにゆっくりはやらないものなのだけれども、何か特に理由があるのでしょうかという、2点質問です。</p>
介護保険課長	<p>ありがとうございます。2点、ご質問いただきました。</p> <p>1点目でございますけれども、ちょっと早目の協議というお話がありましたけれども、資金の計画もあるということで、早目に運営協議会のほうでご意見もいただいてということでございます。</p> <p>2点目は、確かに半年かけて満室になるということで、少しゆっくりした計画にはなっているかと思いますが、実際には募集をかけて、その段階で早目に埋まってしまうということもあるかと思いますが、現段階では3名ずつふえるという計画となっているということでございます。実態に合わせて、また変わってくるかと思いますが。</p>
会長	<p>多分、希望者はたくさんいらっしゃる。募集開始すればすぐ埋まるという状態なのだろうと思うのですが、そのときに3人ずつしか入れませんよということではないですね。</p>
介護保険課長	<p>お見込みのとおりでございます。支出のところを見ていただくとおり、人員は当初より介護職員の計画のとおり配置してございますので、受け入れの体制は整うものと考えてございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ほかに、ご質問よろしいですか。よろしければ、ご承認いただいたものといたしますが、いいでしょうか。</p> <p>ありがとうございました。承認されました。</p> <p>それでは、2つ目の議題に入ります。「地域包括支援センター事業評価部会について」です。地域包括ケア推進担当課長、お願いします。</p>
地域包括ケア推進担当課長	<p>資料2-1をごらんください。これまで地域包括支援センターの事業評価につきましては、この運営協議会とは別の評価委員会のほうで評価してまいりました。</p> <p>30年度からにつきましては、その事業評価が国のほうで必ず行うようにということが示されておりまして、この運営協議会のもとに事業評価部会を設置して、事業評価を実施することといたしたいと思っております。</p> <p>事業評価部会の設置については、ことし1月の第4回介護保険運営協議会のほうでご承認をいただいております。本日、この運営協議会の委員の委嘱が行われておりますので、早速ですが、評価部会の委員の方をご指名いただきたいと思いますと思っております。</p> <p>2番「事業評価の方法」ですけれども、国が実はもう評価の指標を示しているはずなのですが、まだ通知が来ておりません。示され次第、事業評価部会において杉並区として評価の指標を検討しまして、こちらの運営協議会のほうにご報告したいと思っております。</p> <p>今後の予定につきましては、記載のとおりでございます。評価部会の</p>



	設置の内規について、次の資料2-2のほうにつけておりますので、会長、済みませんがご指名をよろしくお願いいたします。
会長	最初に、委員になられた方、ちょっとこれだとわかりにくいかな。もう少し説明したほうがいいかもしれませんね。この介護保険運営協議会が地域包括支援センターの、というところから言っていたかと思えます。
地域包括ケア推進担当課長	この介護保険運営協議会は地域包括支援センター運営協議会の役割も担っておりますので、そのため、こちらの介護保険運営協のほうでいつも包括支援センターの評価について、ご報告させていただいているところです。よろしくお願いいたします。
会長	<p>地域包括支援センターの運営協議会というのをつくらなければいけないのですね、自治体は。それをこの介護保険運営協議会が兼ねていたというのがこれまでの形でした。今もそうなのです。</p> <p>ただ、事業評価そのものについては、必ずやれというほどではなかったもので、事業評価委員会というのを別に立てて、介護保険運営協議会の副会長がこちらの委員長を兼ねるという形でずっとやってまいりました。私もやりましたし、3月までは藤林先生にその委員長をしていただいていたわけです。</p> <p>ですが、先ほど課長の説明あったように、国の制度が変わったのでこの介護保険運営協議会の中に評価部会という形でしっかり組み込んでしまおうというのが、1月の介護保険運営協議会で示されて、それがきょうに至っているというわけです。</p> <p>介護保険運営協議会の委員が新しくなりましたので、そこで新しい形での評価部会の委員をここで決めるということになるわけです。こまめでよろしいですか。</p> <p>今まで評価委員会の委員をしてくださっていたのが藤林先生と成瀬先生です。それぞれご専門でありますし、中立的なお立場でもありますので、藤林先生と成瀬先生に今年度からはこの評価部会の委員をお引き受けいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。先生方、嫌と言わないでくださいね。</p> <p>ありがとうございます。それでは、藤林先生と成瀬先生に評価部会の委員をお引き受けいただきます。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>てきぱきいきましょうと言ったら、てきぱきし過ぎてしまったかなという感じも若干……。</p> <p>委員どうぞ。</p>
委員	前回は質問したのですけれども、前回の運営協議会で改選が3年ごとに、年度が終わるタイミングで切りかわると思うのですけれども、事業評価の実施や報告のタイミングが6月ということで、切りかわりのタイミングのときにはどういうふうに対応されていくことを検討しているのか。また3年後の話ですけれども、それを確認したいと思います。
地域包括ケア推進担当課長	<p>前回はそういうご質問はあったと思います。任期の切りかえのときは、新しい委員さんが決まるまでの間は、それまでの評価部会の委員さんに担っていただきたいと考えております。</p> <p>以上です。よろしいでしょうか。</p>
会長	例えば今回は、3月までの委員会の委員であった藤林先生と成瀬先生にご報告をいただくと。幸いなことに、お2人とも介護保険運営協議会の新委員でもあられますので、ここにおいていただくことができました。

	心配されているのは、2人の委員が2人とも次期の介護保険運協の委員でなくなることがあるのではないかとということですよね。
委員	ということですね。4月に切りかわってしまうと、どうするのかなと。
会長	多分、そういうことにはならないだろうと。2人ともいなくなるということは多分ないだろうということと、もし、万一そういうことになったら、次期の介護保険運営協議会に陪席のような形でご出席いただくとか、あるいは事務局が評価結果をお持ちくださるとかいうことで対応できるのではないかと思いますのですが、どうでしょう。これは高齢者担当部長に聞いたほうがいいかな。
高齢者担当部長	もちろんそういうことは想定されると思いますので、どうしてもお忙しくてそういう席に来られないということであれば、責任をもって区の事務局のほうでご報告いたしますし、必要に応じて先生方のコメントなどもつけた上で報告させていただきたいと考えております。
会長	よろしいですか。 ほかに何かご意見、あるいはご質問おありの方、いらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、報告事項のほうに移ってまいります。 報告事項、たくさんありますが、1と2がいずれも地域密着型の指定ですので、1と2を続けて介護保険課長にお願いしますが、これは以前、協議されたものの後の報告ということになりますか。
介護保険課長	基本的には、以前に協議をさせていただいて、ご意見をいただいたものに対して、今回指定をしました、あるいは指定をしますというご報告でございます。 では、資料3からごらんください。地域密着型サービス事業所の新規指定、区内のものについてでございます。 1つ目は、地域密着型通所介護の事業所が2件ございます。 「リハビリデイ・すまいるウォーク高円寺」でございます。 先ほど、協議をさせていただいた案件というふうに申し上げましたが、この1件目だけは違いまして、こちらは新規の開設ではなくて定員の変更により、一般のデイサービスから地域密着型のサービスに変更されたものでございまして、定員が20名から18名になったということでの指定でございます。 所在地は、杉並区高円寺南三丁目、定員18名、株式会社ワムケアサービスが運営でございます。所在地等は記載のとおりで、開設年月日は30年5月1日でございます。 2件目でございますが「デイサービス年輪」。杉並区阿佐谷北一丁目でございます。利用定員は18名、法人名は株式会社京桃でございます。代表者氏名は阿部さんという方で、開設年月日は平成30年6月1日に開設してございます。こちらは昨年10月の運営協議会でご意見等をいただいたものでございます。 3件目は、認知症対応型共同生活介護でございます。 事業所の名称は「ミモザ善福寺弐番館」でございます。所在地は杉並区善福寺三丁目、利用定員は定員9名掛ける1ユニット、法人はミモザ株式会社でございます。開設年月日は平成30年4月1日でございます。 裏面に参りまして、こちらグループホームでございます。 「グループホームたかいどの里」、杉並区高井戸東四丁目、利用定員は

	<p>9名の2ユニットでございます。法人は社会福法人福翠会、長崎県諫早市の法人でございます。開設年月日は平成30年4月1日でございます。こちら、保育園との併設の施設でございます。</p> <p>最後が「愛の家グループホーム杉並上高井戸」でございます。杉並区上高井戸二丁目、利用定員は9名掛ける2ユニット、法人名はメディカル・ケア・サービス株式会社、さいたま市の法人でございます。開設年月日は平成30年5月1日、こちらは軽費老人ホームと併設となっております。</p> <p>続きまして、資料4をごらんください。こちらは、区外の地域密着型サービス事業所の指定でございます。先ほど、地域密着型サービス、原則として区内の方の利用と申し上げましたけれども、さまざまな事情で区外の事業所を利用される方もいるということで、杉並区民の方が区外の地域密着型サービスの事業所を利用する場合には、杉並区が指定を行います。</p> <p>今回のいずれの5件も杉並区の方が利用を開始することに伴いまして、指定するものでございます。</p> <p>1件目は、事業所名称「だんらの家 芦花公園 a i n a」、世田谷区南烏山でございます。法人名が、実はちょっと誤植がございまして、「株式会社LAUEA」というところが、正しくは「LAULEA」で「L」が抜けてございます。大変失礼いたしました。LAULEAという法人でございます。指定の年月日は30年2月1日でございます。</p> <p>2件目が「グリーンデイ用賀」、世田谷区岡本一丁目、法人名はつむぐ株式会社でございます。指定年月日は30年4月1日でございます。</p> <p>3件目は「でいさーびす 敢」、調布市深大寺東町六丁目というところで、法人は有限会社優輝、三鷹市の法人です。指定年月日は30年5月1日でございます。</p> <p>裏面に参りまして、事業所名称は「寿星デイサービス 梅苑」でございます。所在地は練馬区大泉町一丁目でございます。法人名は特定非営利活動法人恩維会でございます。代表者は胡維霞さんという方で、指定の年月日は30年5月1日でございます。</p> <p>最後が「グリーンデイ東中野」、中野区東中野四丁目、法人は介護ジャパン株式会社でございます。指定年月日は平成30年6月1日でございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
会長	<p>ただいまのご説明について、ご質問あるいはご意見おありの方、いらっしゃいますでしょうか。</p> <p>委員、どうぞ。</p>
委員	<p>1点、確認をお願いします。1ページ目の地域密着型通所介護の2事業所目の「デイサービス年輪」さんについてですが、前年度の運営協議会でいろいろな議論がございました。このデイサービスだったと思うのですが、記憶があまりやぶさかでないのですが、この事業所の名称は「デイサービス年輪」という名前でしょうか。</p> <p>あとは、そのときいろいろ議論した中で、これは半日デイということでしたか。ごめんなさい、ちょっとその名称と、そしてもう1回確認の意味でデイサービスの形態をお願いいたします。</p>
介護保険課長	<p>失礼いたしました。名称が変更されているというところで「デイサービスエグゼルス」 という名前前で協議をさせていただいたものです。半日のデイサービスでございまして、10月の運営協議会では建物の3階に</p>

	ある事業所でございまして、原則としてエレベーターを使わずに歩いて上がると。代表者の方の思いもいろいろありまして、階段を使って歩いて行くということで思いがありましたけれども、委員の皆様からのさまざまなご意見もいただきまして、代表者の方に直接伺ってお話をして、原則としてエレベーターを使いますというご理解をいただいて、今回指定させていただいたものでございます。
委員	細かなことかもしれないのですが、やはり名称はすごく大事だと思うのです。あのとき、私たちこの「年輪」というこれがとても聞きなれない。ここに出て来たので。そこら辺のご説明を事務局のほうから最初にしていただきたかったと思います。 以上です。
会長	ありがとうございました。
介護保険課長	大変申しわけございません。説明をちょっと忘れてしまいまして、申しわけございませんでした。
会長	ほか、いかがでしょうか。 今、ご指摘のあったこのデイサービスにリハビリデイということでは、ちょっと考えざるを得ないようなことがあって、相当、介護保険運営協議会で議論したのですよね。その結果をもとに指導されたり、あるいは変更を求めたりして、今、お話があったようにエレベーターを使えるようになったとかいう変更もあったということです。すんなり全部通しているわけではないということをご記憶いただければと思います。よろしいでしょうか。 それでは、次の報告へ移ってまいります。報告事項3番と4番、これも介護保険課長ですね。続けてお願いいたします。
介護保険課長	3番と4番は条例の改正がありましたというご報告でございまして。 ことし1月の介護保険運営協議会では、介護保険条例と地域密着型サービスの事業の人員等の基準の条例、2つの条例とも国の制度改正に伴いまして、改正をさせていただいたところでございます。その点については、1月の運営協議会でまずご意見をいただいて、3月の運営協議会でご報告をさせていただきました。 議会では、3月15日までの区議会第1回定例会でご議決をいただいたところでございます。 ところが、その後、国のほうの省令改正がございまして、区議会第1回定例会に間に合わなかった部分について、6月の第2回区議会定例会で条例改正をさせていただいたというものでございます。 1件目、資料5-1でございまして。介護保険条例の改正がありました。改正の趣旨でございましてけれども、65歳以上の第1号被保険者の方の保険料段階の判定に、所得をはかる指標として地方税法上の合計所得金額を用いています。この合計所得金額につきましては、長期譲渡所得、短期譲渡所得に係る特別控除を適用した額とするという改正を既に行っております。 その後の改正で、介護保険法施行令の一部が改正され、介護保険の自己負担割合及び高額介護サービス費等の所得の段階の判定に係る合計所得金額についても同様の改正がありましたので、今回の条例改正がございました。 この条例につきましては、次の資料5-2を見ていただきますと、条文の中で介護保険法施行令の条文を引用している箇所がございまして、

	<p>右側が旧条例でございます。施行令第38条第4項というところが、施行令第22条の2第2項というように、引用する条文が変わったという内容でございます。</p> <p>改正の実施の時期は30年8月1日施行でございます。</p> <p>続きまして、資料6でございます。資料6は、地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例ということでございまして、こちらは新たに今回、30年度より生活援助中心型のサービスに従事する者に向けた研修過程が国の制度で創設されました。当該研修を修了した者は、訪問介護を行うことができるとされたところでございます。ただし、地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されまして、介護・看護職員が定期的に訪問して、日常生活上の援助や診療の補助等を行う「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」等につきましては、訪問介護員等を従前と同様に介護職員初任者研修過程を修了した者に限るものとされたものでございます。</p> <p>また、もう1点の改正点としましては、これまで地域密着型サービス事業所は法人でなければならぬとされていたところでございますが、介護保険法施行規則の改正によりまして、訪問介護、訪問看護、通所介護等の組み合わせにより提供される看護小規模多機能型居宅介護につきましては、病床を有する診療所を開設している者、すなわち個人を指定することができるということになりました。</p> <p>これらのことに伴いまして、この条例を改正したものでございます。</p> <p>改正の概要は、重複しますので省略させていただきます。実施の時期は30年6月15日施行でございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
会長	<p>ちょっとわかりにくいですが、わかりにくいのです、これ。</p> <p>ただ、国の制度が変わったので、それに合わせて杉並区も条例を改正していかないといけないということで改正がなされたという、そういうご報告でした。</p> <p>何かご質問おありの方、いらっしゃいますか。よろしいですか。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、次の報告に移ります。地域包括支援センターの事業評価です。これを地域包括ケア推進担当課長、お願いします。</p>
地域包括ケア推進担当課長	<p>資料7-1をごらんください。「地域包括支援センターケア24の29年度事業及び第6期における事業の取組に係る事業評価について」ご報告させていただきます。</p> <p>(1)は「事業評価の根拠と目的」ですけれども、こちらに書いてある法律に基づきまして、地域包括支援センターの事業の質の向上を図るための事業評価を行っております。</p> <p>評価方法ですが、ケア24が作成した自己評価表、事業報告会は5月17日に行いましたけれども、その発表内容、それと30年度事業計画書などをもとに、この事業評価委員会における意見を参考としながら、以下の評価の視点に基づき評価を行っております。</p> <p>評価の視点はこちらに書いてある4点でございます。</p> <p>(3)「評価結果のポイントと総括」でございますけれども、まず、ケア24のそれぞれの評価につきましては次のページにそれぞれ書いてございますが、まとめといたしましては①としまして、ケア24が捉えた地域の特性に即した取り組みを行っているかにつきましては、全てのケア24</p>

において日常生活圏域の地域特性や課題を捉えることができています。また、圏域をさらに小地域に分けて既存の資源を活用したり、新規に集いの場の立ち上げなどを支援するなど、地域のネットワークづくりを進めている取り組み例もふえています。

一方で、特性を生かし切れずに地域課題に対する効果的な取り組みに苦心しているケア24には、これまで以上に既存の活動団体などに協力を呼びかけたり、地域ケア会議を活用するなど、取り組みの強化を期待いたします。

②としましては、達成目標に向け着実に取り組みを進めることができたかという視点ですけれども、マップづくりとかサロン活動、認知症サポーター養成講座など、わかりやすいテーマを挙げ、継続的に進めていくことで住民同士、専門職と住民との間のつながりが実感できる取り組み例も多く見られております。

しかし、前年度に達成できなかったことが、次年度にどう引き継がれたか、わかりにくい例も見られました。

③としては、29年度自己評価を、30年度の計画・取り組みにつなげているかという視点ですけれども、全てのケア24において実践した自己評価を踏まえ、小地域のつながりづくりや小グループ活動などから大きな地域の力にしていくなど、30年度の取り組み計画につなげています。

ただし、30年度の目標の設定が抽象的であったり、具体性を欠いているケア24もありました。PDCAを意識し、年度末に達成度の評価ができる到達目標や取り組み計画の設定を心がけることが必要だと考えております。

次のページですが、④について、30年度から32年度の計画が区の策定したケア24事業実施方針に基づいたものになっているかということですが、全てのケア24で包括的支援事業、地域ケア会議の開催、医療・介護の連携による在宅医療体制の推進、認知症支援体制の充実、生活支援体制整備、介護予防の取り組みの推進など、事業実施方針に基づいた計画になっております。

ただ、取り組み計画がやや抽象的なものもありますので、できるだけ具体的に定められるとさらによいと思われま。また、第2層の協議体の設置・運営については、これまで進めてきた地域での情報共有、連携強化の取り組みをどう活用していくか、ケア24それぞれの特徴があらわれるところですので、計画上も具体的な進め方を盛り込んで、着実に体制を整えていくことを期待しております。

2番「委託契約に基づく履行評価」ですが、年に2回、モニタリングを実施しまして履行評価を行っております。一時期、職員の配置不足があったケア24もございましたけれども、速やかな改善を求めています。全体としては、全てのケア24が「良好」以上に運営していることを確認しております。

「介護予防・自立支援のケアマネジメントが適切に実施されている」という評価項目では、ケア24の自己評価と区の評価の点数が若干離れているところもございまして、研修等により目指すべきケアマネジメントについて、認識の共有を徹底してまいりたいと思っております。

「ケア24の質の向上に向けて」ですけれども、まず、運営法人へ求めるものとして、必置職種の安定的な配置と法人による職員研修の実施、専門的助言指導を通してケア24の確実な業務遂行と、安心して働ける環境整備を行うよう求めています。

	<p>(2)として「ケア 24 への区の支援」ですけれども、高齢者在宅支援課は基幹型地域包括支援センターの機能、役割を持っておりますので、ケア 24 との情報共有や課題共有を進めるとともに、センター間の連絡調整や関係機関・団体との連携が円滑にできるように支援してまいります。</p> <p>また、ケア 24 の職員が解決困難と感じる課題につきましてはバックアップするとともに、高齢者福祉や他分野などのさまざまな行政分野との調整や在宅医療・生活支援センターへのつなぎを行ってまいります。また、生活支援体制整備の第 1 層協議体というのは、区全体の区域を対象としている協議体ですけれども、そのことと第 2 層の生活支援コーディネーター、これは各ケア 24 の地域包括ケア推進という職員ですけれども、との情報共有の場の設定などを通じて、今年度は第 2 層の協議体を立ち上げるといった目標がございますので、それに向けた支援を行ってまいりたいと思っております。</p> <p>ケア 24 の職員としての資質向上を図るために、特に適切な介護予防・自立支援を行う必要性が高いと確認されておりますので、新たに「介護予防ケアマネジメント研修」を実施してまいりたいと思っております。</p> <p>先ほども申しましたが、各ケア 24 の取り組み内容と区の評価につきましては、次からのページにございますのでご参照ください。</p> <p>それと、会長と私との連絡が悪くて、今回のこの評価につきましては、藤林先生に委員になっていただきまして評価をしていただきました。もう 1 人の評価していただいた方は、この協議会の委員さんではなくて、別の、やはり大学の先生ですが、その方をお願いしたところです。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、高齢者担当部長。</p>
高齢者担当部長	<p>補足をお願いしたいと思います。</p> <p>(3) の評価のポイント総括のところと、別紙との関係なのですけれども、別紙 7-2 というところに各センターごとの詳しい①から④の、先ほどご紹介した評価項目に基づいた結果、それから⑤ということでその他、担当者のコメントということで記載をさせていただいております。</p> <p>それで、7-1 のほうで総括的に全てのケア 24 においてどうかこうとかというところは、これは全て各項目ごとできているというところを示しております。その後、より優れたところについてさらに小地域に分けるだとか、いろいろわかりやすいテーマを継続的にというところをまずご紹介しています。それは 7-2 のところに、個別に読んでいただくと「何々ができている」とか「何々ができたことは評価している」とか、そういうプラスのコメントを各項目に入れさせていただいています。</p> <p>一方で「何々ができ切れていない」とか「何々が不完全」とか「あまりうまく引き継がれていない」とか「わかりづらい例」とかというコメントについては、7-2 の各コメントの中で「何々するとさらによい」とか「何々することができていなくて残念である」とか、そういうちょっとマイナスなコメントを記載して、個別のこういったことがありましたということがわかるような関係になっております。</p> <p>なので、総括のところでもどこができていて、どこのケア 24 がということまではいちいち個別にはご紹介していませんけれども、その辺は 7-2 とあわせてごらんいただければというところがございます。</p> <p>以上でございます。</p>

会長	<p>ありがとうございました。先ほど私、間違えたのですね。成瀬先生に入っていたいていたと言ってしまったのだけれども、去年は別の先生にお願いしたのですね。</p> <p>地域包括ケア推進担当課長、第1層、第2層という言葉をちょっと説明してくださいませ。</p>
地域包括ケア推進担当課長	<p>生活支援体制整備という、地域で支え合い、見守ったりということと、なかなか介護保険や福祉サービスにはない、ちょっとしたお手伝いというものを地域で整えていくというのが生活支援体制整備です。</p> <p>第1層というのは、区内全域を対象としたものでして、今年度は社会福祉協議会のほうにコーディネーターをお願いしています。</p> <p>協議体については、区内で活躍している団体の方にいらしていただいて、生活支援体制整備をどう進めていくかというのを検討していただいているところです。</p> <p>第2層につきましては、ケア24ごとの地域を対象としていまして、それぞれのケア24がそういう支え合いの地域を進めていくというものでございます。</p>
会長	<p>協議体を2種類つくっているのですね。区内全体を1つにしている協議体と、それから地域包括支援センターケア24単位でやっていく協議体と2つ用意している。それを1層、2層と呼んでいるということです。</p> <p>では、委員長である副会長に追加のコメントなり感想なりをお願いしたいと思います。</p>
副会長	<p>このケア24の評価についてはずっとさせていただいております、本当に杉並区は国が今年度からやることになったことをいち早く取り入れてやっていたので、ケア24の質が大変上がってきていると思います。</p> <p>もともとケア24、地域包括支援センターは住民が選べない、この地域にはこの地域包括と決まっているからこそ、杉並区ではいち早くそれぞれの地域包括の質を上げていきたいと思いますという取り組みをしてきたわけで、その成果が本当にできてきて、やり方もいろいろなご意見があって最初はA B C D方式で先生と一緒にやっていったものを、こういう文章になり、高齢者担当部長のほうからご説明いただきましたけれども、文章を読んでいかないと微妙な違いがわからないかもしれませんが、ご自分の地域のケア24のところを読んでいただくと大体ニュアンスでおわかりいただけるかと思えます。</p> <p>ただ、本当にケア24はそれぞれ頑張っていますので、すぐに成果があらわれないかもしれませんが、少しずつ変わってきてはいます。こういう表現でも、また来年度に大きく質を上げていただければと思っております。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、この評価を受ける立場でもあられた委員から、もしお気づきのことがあれば伺いたいと思います。お願いしてよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>私どもはケア24清水の地域を受け持っています。私も実際に参加をして、自分のところの包括の報告はその場で聞いたので、事前に聞いていればもっといろいろとアドバイスできたのになということ、戻ってきてからいろいろとお話をさせていただいたのですけれども、今、ここに記載されている評価はもうそのとおりでなということで、私もPDCAがうまく、うちの包括も一生懸命やっているのですけれども、課題が多すぎていろいろなところに報告が点在していて一貫性が足りなかったなというのは私も感じていたところ、そういう評価が記載されています。</p>



	ほかの地域の報告も聞かせていただいて、そこの辺がしっかりしているなど感じたところはそういう評価が書かれていますので、真摯に受けとめて私のところは今後に生かしていきたいと思っています。ありがとうございます。
会長	全然だめだとは言えないですね。 それでは、設置者の法人のほうからのご意見がもしあれば、伺いましょうか。どちらからいきましょうか。 では、委員、いかがですか。
委員	私どもの社協で、3カ所やらせていただいております。その中でこの間、地域の皆様とサロンを一緒にやったりだとか、そんな活動もさせていただいておりますけれども、まだまだ地域に定着しているというまでには行っていないかなと思いますので、ここをやっていくことが地域共生社会の実現というのにつながってまいるかと思っておりますので、できるだけ頑張っていければと思っております。
会長	ありがとうございました。 では、委員、お願いできますか。
委員	最近、ケア24の現場を私はあまり見ていないものですからあれなのですけれども、相変わらず大変だなと。そんな中でよくやっているのだなと思いつつも、まだまだもう少し伸ばしていけないと思っております。
会長	これは全国的なのですが、地域包括支援センターは専門職の確保がなかなか大変で、委員のところはむしろ看護職を割と確保しやすいのかもしれませんが、看護職が確保できないというところが結構あるのですが、その辺、苦労されているのではないかと思います、いかがでしょう。
委員	大変苦労しています。ちょうど産休に入るぐらいの女性の職員ですとかがございますと専門職の補充というのは大変難しく、これは運営する立場から申し上げますとその辺もう少し柔軟な対応をさせていただけないかなと。 一方で、サービス利用者のほうからすれば、安心確保という意味ではそういうことにはいかないかと思っておりますけれども、現場としてそこはかなり難しい運営を迫られています。
会長	区として何か支援策、その辺考えられますか。あるいは考えようとしていらっしゃいますか。
地域包括ケア推進担当課長	なかなか難しい課題です。今、こちらで行っているのは、区報とかホームページに職員募集の案内を載せさせていただいているというところなんです。それ以上、なかなか厳しいところです。
会長	パソコンの話は片がつきましたか。
地域包括ケア推進担当課長	パソコンの台数のことですね。それは来年度の予算に向けて検討しているところです。
会長	ありがとうございました。 それでは、ご質問、ご意見。 委員、どうぞ。
委員	1つ前に出た話ですけれども、看護人の確保ということで海外のほうから看護人を引っ張ってきたらどうかということで、大分、国のほうも力を入れて進めているという話が新聞なんかによく出ますけれども、そ

	<p>ういうのは現実的ではないのでしょうか。</p> <p>割と介護人なんか若い人が来るから、リハビリなんかやるのに適当と思うのですね。試験が難しい、日本語がどうだという問題もあるということに反対する人が言っているのですけれども、もう少し前向きにやるという気持ちでやれば、何とかもう少し看護人の確保というのはできるのではないかと考えるのですけれども。その辺、お願いします。</p>
会長	<p>今、ご質問になったのは介護職員の話なのですね。介護職一般です。</p> <p>今、ここで話になっているのは、地域包括支援センターに配置しなければならぬ専門職の話でして、ちょっとずれます。</p> <p>地域包括支援センターには社会福祉士、保健師または看護師、主任ケアマネという3つの資格を持った専門職を配置しないとイケないことが決められています。この職員の確保に今、非常に苦労している。とりわけ、保健師または看護師の確保が全国的に大変だという状況ではありません。</p> <p>今、委員さんからご質問のあったのは、介護職、介護福祉士です。施設職員として働く介護職員の話でして、ちょっと違う話です。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>そちらのほうは。</p>
会長	<p>外国人を入れるという形にはなっていないのです。</p>
委員	<p>それを入れるというふうにしていったら、どのような。</p>
会長	<p>正確に言いますと、日本の看護師または保健師、あるいは社会福祉士、主任ケアマネジャーの資格を日本でとれば、もちろん採用されるわけですが、例えばEPAだとか、あるいは技能研修という形での受け入れにはなっていないのです。</p>
委員	<p>もう少し専門性を外して、リハビリの補助。</p>
会長	<p>リハビリは地域包括支援センターではやらないですから。今、ケア24の話ですので、ご質問の介護職一般の人員確保とはちょっと違う話です。</p> <p>後でまたの話、介護職一般の確保、これは杉並区でも大きな課題になっていることは間違いありませんので、ケア24の職員確保の話とは切り離した後で、またもう1回取り上げたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>ほかに何かご質問。</p> <p>委員。</p>
委員	<p>その人員確保の件なのですけれども、やはり委員がおっしゃられたことというのはすごく重大なことだと思うのですね。</p> <p>職員の配置不足があったケア24という記述もあるのですけれども、実態としては現場はどうなっているのか、その要因はどういうふうになっているからこうなっているのかということ、区としてどう認識しているのかということを確認したいのと、対応策についてあまり具体的なことについては回答がなかったのですけれども、やはりケア24というものはこれからの杉並区の介護の根幹を成すようなところですので、職員配置に少し弱点があるのであれば、しっかりとサポートしなければこれから成り立っていかないようなものだと思うのです。そのあたりについてはどう考えているのか。</p>

	職員不足になりがちな要因への認識と、サポート体制みたいなものは具体的にどう考えているのか、確認したいと思います。
地域包括ケア推進担当課長	<p>大変難しい課題なのですけれども、大体のところはすぐに新しい職員を確保できています。</p> <p>ただ、どうしても今、看護・保健の職は本当に見つからないという話は聞いています。なので、法人さんのほうもいろいろな手を使って募集を図っておりますけれども、地域包括支援センター、特に保健師・看護師ですと新任ということで採用すると法人内で育成するのがすごく難しいというお話も聞いていまして、やはりある程度キャリアのある方を雇う必要があるという話も聞いています。なので、ますます条件的には難しいところでして、実際に策が少ないというか、こちらも広報で募集について協力するということなどでどまっているところです。</p>
委員	その要因はどういうふうに見ているのですか。なり手がいないというか。
地域包括ケア推進担当課長	日本全体としてというのですか、全国的に不足があるのかなと思っています。
会長	委員、その辺のコメントしていただけますか。
委員	<p>ありがとうございます。地域包括支援センターの看護職というのは、この地域包括支援センターができたときから全国的に不足してしまっていて、最初は保健師を配置になっていたのですが、やはり保健師というのは見つからないということで、そのかわりに看護師でもいいよというふうに制度がちょっと変わったというのもあります。それでも、やはり全国的に不足しています。</p> <p>なぜ不足かというところですが、1つは看護職の教育の内容、仕方というのがあると思うのですが、どちらかというと看護職は訪問看護をしたがる。地域包括支援センターで働くというよりも、それだったらお宅にお邪魔して訪問看護をしたいという、そちらのほうで働きたいというニーズがあるというの1つあります。</p> <p>あと、お給料とかそういうこともあると思いますけれども、あと、どちらかというと非常に数も少ないという、地域で働きたいというよりも、まだ臨床、病院で働きたいという、若い人の中ではそういうニーズが高いです。</p> <p>あと、以前私が神戸市で働いていたときに、新卒の学生を地域包括支援センターで育てますからということで採用していただいたこともあります。ただ実際、やはり本人が大変でした。ということで、やはり経験がある程度ないと難しいというのはあると思います。</p> <p>ということで、どちらかというと病院に長く務めてリタイアされた方、60過ぎ、でも働きたいという方にこういうところで働いていただくとか、そちらのほうやはり現実的かなという気がしますので、看護職員の定年の年齢の上限を上げるとか、そういう方策のほうはまだ働いてくださる方が見つかるかなという気はします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>いいですか。</p>
委員	続きは違う場で。
会長	実は、運営法人によっても確保の容易さが違うのですね。例えば、医療法人が開設している場合ですと、比較的容易に看護職・保健師を採用

	<p>することができるけれども、株式会社だったりするとすごく大変というような違いがあるのですね。</p> <p>杉並区のケア 24 の中には、医療法人が運営しているところもあるし、社会福祉協議会あるいは医師会の運営というところもあるので、その辺で運営法人間で協議あるいは調整・連絡・協調ができるように、区のほうで応援してみるということとはできないでしょうか。</p> <p>運営法人間の懇談会とか協議会とかいうのをつくることはできないものではないでしょうか。</p>
地域包括ケア推進担当課長	<p>これまで、法人説明会などは行っておりますし、法人さんたちの連絡会もあるというふうには聞いております。</p> <p>会長がおっしゃるように、そういう場で職員の確保ということで何か協力し合っただけのものがあれば、それは大変ありがたいと思っております。</p>
会長	<p>ケア 24 の所長さんたちの会はあるのですよね、連絡会を頻繁に開いているので。今度はその運営法人のほうにもそういう機会を少し頻繁にもっていただいて、そういう中で、今の人の問題であるとか、あるいはパソコンの不足の問題であるとかも相談されて、協議される機会を持たらないのではないかと思いますのでご検討ください。</p> <p>ほかに何か。どうぞ。</p>
委員	<p>確かに私どもの法人でも不足をしたときに採用するときに、ケアマネさん、社会福祉士は確かに採用しやすいのですが、看護師さんのほうは採用しづらいという現実があります。</p> <p>看護師さんの要件で、保健師さんではない看護師さんの場合は、そういう相談経験があるという要件が入っていますよね。なので、1人目はそういう方、ただ、2人目としたときにそういう相談の経験がなくても、病院の中でもある程度そういった業務を実際にやっている方もいらっしゃるかと思うので、そういう要件でもいいよというところを1つ緩和すると、少しはあるのかなというところと、あと今、お話で出ていた、うちは社会福祉法人なので病院との関係はないのですけれども、医療法人さんの中で異動希望とかでそういうのがあったりして、ほかの法人へ出してもいいよみたいな、そういう協力体制があると私どもではありがたいなど。自分たちの法人の中では異動希望があっても実際に看護師さんの数が少ないので、そういったものはかなえられないのですけれども、病院さんだったらそういうものがあって、協力し合えたら、私どもとしてはありがたいなというところです。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ほかに何か。委員、どうぞ。</p>
委員	<p>包括のほうは、うちは全然運営できる規模ではないのですけれども、ケアマネジャーのほうでいいますと、国の動きとしては居宅支援事業所で今度、主任ケアマネを置かなければいけないような動きになっているのですね。主任ケアマネは5年以上経験をしなければいけないとか、あと、研修を受けなければいけないのとお金がかかるという、いろいろな面で費用もコストもかかる、それから時間もかかるというところで、普通に支援事業所をやっているところが主任ケアマネを確保していかなければいけないというところで、そうすると国の動きと包括の動きと反比例するような。今度、包括のほうのバックアップを強くすれば、普通の小さな支援事業所は潰れていくような感じで。</p> <p>特定事業所加算というのがあるのですけれども、主任ケアマネを置か</p>

	<p>なければいけないというのがあるのですね。それをやっついていかないと、今、本当に運営ができないような、通常のケアマネだけ置いてやっついていくとなかなか運営が難しいというのが実際出てきていて、うちも主任ケアマネを1人置いてはいますが、新人で入っていただいてやっつと5年たって会社でお金を出して研修を受けてもらって、それで主任ケアマネをとってもらってという形で、今、特定事業所加算をとっているというのが現状なのです。そうすると、簡単にやれというのはなかなか難しいというのと、あと、包括支援センターという特別なものがあれば、それに関してケアマネジャーの中で育成するという形で、主任ケアマネという5年の歯どめとはまた別に専門職として包括支援センターのケアマネジャーという育成制度みたいなものをつくったらいいかないと、私は思うのです。一般的にならして、そこから主任ケアマネをとるというと難しいと思うのですけれども。</p>
会長	<p>委員、何かありますか。主任ケアマネの話。</p>
委員	<p>ありがとうございます。今、お話を伺っております、確かに本年度、主任ケアマネ問題というのは居宅介護支援事業所の管理者の問題とかさまざまあると思うのですけれども、今話題になっておりました、地域包括ケアセンターの医療の枠というところでは、私個人的には看護師で主任ケアマネジャーなのですけれども、周りを見渡しましても、先ほど委員がおっしゃられたように、地域看護に従事したいと思っておりますが地域がわからなければ、なかなか務まる職種ではないのかなという印象を持っております、区のほうでもバックアップが難しい課題なのではないかなと思っております。ありがとうございます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。 ほか、いかがでしょう。よろしいですか。 そうしましたら、ケア24の事業評価の話はここまでといたしまして、次に進みたいと思います。 報告事項の6番です。「安心おたっしや訪問」についてです。高齢者在宅支援課長ですか。お願いします。</p>
高齢者在宅支援課長	<p>では、私のほうから「安心おたっしや訪問」の29年度の実施結果、それと30年度の実施についてご報告を差し上げます。 私もこの資料をさらっと読み上げていこうかなと思っていたのですけれども、初めての方もいらっしゃるということで「安心おたっしや訪問」とはどういうものなのかなということを会長の前で話すのは恥ずかしいのですけれども、簡単に説明をさせていただきます。 皆さんご記憶にあらうかと思いますが、22年度に足立区の消えた高齢者、100歳問題がございまして、杉並区も同じようにその年の夏、高齢者担当部を挙げて、いわゆる居住の確認、本当にいるのかいないのか、あのころは年金の搾取とかそういうことがクローズアップされていて、私どもも100歳以上の高齢者を訪問しました。 訪問した結果、わかったことがありました。というのは、本当に孤立した高齢者がいて、自分がどういったサービスを受ければいいのか何もわからないで暮らしている、困っている高齢者がいると。そういった実態が幾つか把握できまして、これは放っておけないということで、当時田中区長が「攻めの福祉」ということで、待つだけではなくこちらから訪問しようということでサービスにつないでいくという目的で、平成23年度から行った事業でございます。</p>

この「おたっしや訪問」に杉並区は力を入れて、高齢者の孤立防止、それから顔の見える関係、サービスの提供に努めているという事業でございます。

29年度の実施結果でございますが、対象となる方が9,374名いらっしゃいました。対象要件でございますが、杉並区に住んでいる方の75歳以上の方ということが基本になってございます。

優先度1、2、3と3区分に分けていますが、優先度1、これは一番見守りの必要な方になるかと思いますが、介護認定を受けていないという方で、なおかつ過去2年間、医療機関も受診していない方。一般的にはものすごく元気か、先ほど申し上げたように認知症の1人住まいで自分がどうしていいかわからない孤立した高齢者かもしれない。それを見つけてサービスにつないでいこうということが、先ほど申し上げたように、目的の一番にございます。この優先度1の方は、実際に行くと本当に元気な方がたくさんいらっしゃって、ああよかったということが多くございます。

優先度2でございますが、介護認定を受けているけれども介護サービスを受けていない人、つながっていない人。これも考えられるのは、どういうサービスを受ければいいのか、ケアマネときちんと話ができないでそのままになってしまって、孤立が考えられる方ということです。これが優先度2でございます。優先度3でございますが、介護認定は受けていませんけれども2年間お医者さんにはかかっている方で、一般的な高齢者というところです。ただ、介護認定が本当に必要かどうかということで「お達者ですか」ということを確認しに行こうということでございます。

優先度1、2に関しましては専門性もあるということで、ケア24の職員に訪問をお願いしているところでございます。優先度3は、それぞれの地区の民生委員さんに訪問をお願いしているところでございます。

訪問結果でございますが、先ほど申し上げたように9,374名、対象者がおりまして、実際訪問をして聞き取りができた方が8,395名になっております。残念ながら聞き取りができなかった高齢者が979名、1割強おりますけれども、大体が区外転居をした、それから残念ながらお亡くなりになった、それと入院とか入所をしたという方が多く占めているということでございます。

裏面に参りまして、先ほども申し上げたように訪問して必要なサービスを受けていない方がいらっしゃった場合はサービスにつなげるということで、上の表と下の表でございますけれども389名の方を何らかのサービスにつないだ。一番は介護給付とか予防給付、そういったものにつないでいったよということでございます。内訳は記載のとおりでございます。

続いて、今年度でございますが、今年度の対象者は8,560名ということでございます。対象要件は基本的には75歳以上ということは変わらないのですが、それぞれ優先度1、2、3で若干変化をつけてございます。

優先度1に関しましては、昨年と同じように75歳以上で介護認定を受けていない、過去2年間医療を受けていない高齢者。それから、優先度2も同じように認定を受けているけれどもサービスを利用していない方ということで、昨年と同じ対象にしてございます。これは引き続き毎年見ていかないと、1年ごとにかなり状況は変わっていくということもございまして、この辺は対象を同じにしているということでございます。

	<p>優先度3、先ほど民生委員さんに訪問をお願いしているという方ですが、去年は75歳以上の単身者だったのですね。ことしはご夫婦で住んでいる方、あとはお母さんと娘さんとかそういった世帯、いわゆる複数世帯を対象にしましょうということで、ただ、年齢を80歳以上に上げているということです。お2人で暮らしているから75というハードルを上げてもいいだろうという判断で、80歳以上の複数世帯を対象にしているということです。</p> <p>実際、ではいつ訪問するのかということでございますが、民生委員さんは5月下旬ぐらいから順次回っていただいているということです。ケア24も仕事のスケジュールを見ながら回っていただくということで、記載のとおり、民生委員さんは7月までに訪問を終えていただく。ケア24は9月までに訪問を終えていただく。</p> <p>その後、民生委員の欠員地区とか、それから民生委員さんでなかなかここは回れなかった、厳しかったというところは私ども区の職員がお伺いするというので、10月まで私どものほうで予定しているところです。</p> <p>ちなみに、実際訪問した民生委員さんから感想が幾つか届いてございますが、80歳のご夫婦を訪問するというので、よくぞ来てくれたということで、かなり歓迎されていると。残念ながら、来てくれるなどという方もいらっしゃる中で、今回は80歳のご夫婦が多いのですけれども、そういう世帯を対象にしているので歓迎をされていると。私たちも行きがいがあるというお話を聞いてございます。</p> <p>私からは以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>今、お話がありましたように、行方不明の高齢者問題が起こって、1人目はたしかよその区ですが、2人目が杉並区で、この区役所から歩いて5分もかからないところにお住まいだったはずの人ということだったのですね。それで、高齢者対象の訪問面接調査検討会というのが区内に立ち上がって、その会長を私、させられたものですから、先ほどけん制玉を投げられたということでした。</p> <p>何かご質問。では、委員さん、どうぞ。</p>
委員	<p>今、課長のほうからご丁寧な説明をいただきまして、ありがとうございました。</p> <p>その中で1点だけ確認なのですが、1ページ目の優先度1、聞き取りができなかった49名13.2%、この方たちが要介護認定を受けておられない、医療機関の受診歴もないということで、この優先度の中では一番孤立しているケースではないかと思われま。スケジュール的にも民生委員さんが行かれる、そして地域包括の方が行かれる、そして区のフォロー訪問等々されている中で、昨年度のこの聞き取りができなかった方49人については全てどういう状況であるか、これは把握はできたのでしょうか。お聞かせください。</p>
高齢者在宅支援課長	<p>この49名の内訳は把握しております。多いものは、まず区外転居とか、それから入院をしている方、それから残念ながらお亡くなりになったと。いわゆる基準日がございまして、住基情報を回して医療情報を回してという、その基準日以降に実際に訪問をしますと、その間に転居された方、それから残念ながらお亡くなりになった方、入院された方、入所された方、そういったことが主な方になります。</p>
会長	<p>長期不在及び職権消除がありましたか。</p>

高齢者在宅支援課長	ごめんなさい。今、手元に職権消除とかそこまでの資料がないのですが、それでも、当然、長期不在がわかれば区民課のほうに話をし、区民課が改めて調査をして職権で落とすという手続を今まではしてございます。
会長	そこが実は一番大事で、委員がご質問になったのはその部分だと思うのです。その中に、本当にいない、そしてどこに行っちゃっているかわからない、ひょっとしたらというケース、これが杉並区でいた100歳老人のケースだったのですが、そういうのがどれくらいあるのか。そしてそれをどうやったら防げるのかというところが調査の本来の目的の1つなのですね。ですから、その部分の情報というのも大事にしたいなと思いました。 あと、どうぞ。
高齢者在宅支援課長	今、手元に職消の関係とか、その辺はございませんけれども、会長がおっしゃったように、もともと始めた「おたっしや訪問」の真髓の部分ですね。ただ、それだけではもったいないと、いろいろなサービスにつなごうということで「おたっしや訪問」がございまして、そういった部分が当然あれば追跡をしていくということは、今も行ってございます。
会長	従来、福祉サービスというのは申請主義とあって、必要だという人が手続をしてから動き出すという仕組みになっていたので、それを切りかえてこちらから行ってしまおうと、聞きに行こうということで「おたっしや訪問」が始まっていますので、こういう成果が上がってきたというのは喜ばしいことだと思いますが、ただ、民生委員さんは大変でしょうね。委員、いかがですか。
委員	私たちは、持っている情報が非常に少ないです。震災のたすけあいネットとこの「おたっしや訪問」だけです。そうなってくると、やはりここで顔合わせするということはとても大事なことで私たちは思っています。ですからこれが長く続いて、そして顔なじみになって初めて私たちはその次に進めるのです。だから、この制度は非常に大事にしたいというか、実際はいろいろなことがあります。でも、それをすることがまた次につながるかなと思っていますので、ぜひよろしくお願いします。
高齢者在宅支援課長	涙が出るくらいうれしいです。ありがとうございます。
会長	ありがとうございます。ひとり暮らしのはずなのに、訪ねたら同居家族がいたというケースもたくさんあったと思います。大体、半分くらいが……。
委員	みんな何か住んでいるのですよね。「1人ではないの？」というのが、やっぱりあります。
高齢者在宅支援課長	住民票上は世帯分離をしていて、1階に高齢者がいて2階に息子夫婦がいると。私どもは住民票を中心に抽出しますので、住民票上で高齢者世帯、単身世帯であれば対象になっていくと。今、お話が出たように実際訪問してみて、ああ違うのだというものもわかってくるということですね。それは安心できることではございますけれども、そういったこともございます。
会長	ちょっと脱線ですけど、結婚して戸籍を新しくすると住民票上は別世帯に自動的に変わってしまうのです。そのために、同じところに住んでいても名目上のひとり暮らしという人が、65歳以上でいうと半分くら



	<p>いいるはずです。 余計なことを言いました。何かご質問、ご意見を。 委員、どうぞ。</p>
委員	<p>今に関連してなのですが、いろいろなケースがあると思うのですが、後追いをどういうふうにするのだということというのは、何か決めごととして、例えば地域包括の職員に「この人については後追いをしてください」とか「これは病院に入院したのでこう言う」とか、後追いについての決めごとということのは何か指示されているのでしょうか。</p>
高齢者在宅支援課長	<p>ケースごとに違いますけれども、例えば、先ほど申し上げたように介護サービスにつなげた。そうすると、当然介護サービスが入ってくるわけですから、そちらの関係で見守りができるということで、それはそちらにバトンタッチということですよ。</p> <p>実際、本当にお元気で何のサービスにもつなぐ必要のない方、必ずいらっしゃいますので、そういう方は先ほど申し上げたように毎年対象になって訪問をしますので、私どものほうで引き続き見守っていくと。当然、年を重ねるごとに体調が悪くなれば、何らかのサービスにつないでいく。1年のスパンになるかもしれませんが、継続して見ていく。</p> <p>ただ、実際訪問して、今は大丈夫だけれども危なそうだなということであればケア24の職員が行っていますので、その辺は定期的に声をかけるとか、そういったことは行っています。</p>
会長	<p>マニュアルのようなものはできていますか。</p>
高齢者在宅支援課長	<p>マニュアルもございます。</p>
会長	<p>その中で、こういう状態だと次にどこへ行くというのはありますね。それから、不在住の場合でそれを確認したら次は区民課でしたか、に回すというような何か、そういう手順は決まっていたと思うのですが。</p>
高齢者在宅支援課長	<p>そうですね。それこそ先生が開いた会の中で、そういった手順・マニュアルも決めましたので、通報していく、連携をとっていくということはマニュアルに記載されてございます。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。 ほか、いかがでしょう。よろしいですか。 よろしければ、次の報告事項に行ってみたいと思います。介護施設の整備ですね。高齢者施設整備担当課長、お願いします。</p>
高齢者施設整備担当課長	<p>それでは、資料9をお開きいただきたいと思います。 1点訂正がございますので、お願いしたいと思います。一番右側の欄でございませぬけれども、30年度以降の整備予定のところの一番上の表でございまして、上井草三丁目ですが、こちら「31年12月開設予定」となっておりますけれども「31年3月」でございまして訂正のほどお願いしたいと思います。申しわけありませんでした。</p> <p>それでは、介護施設等の整備状況につきましてご説明いたします。 まず、その前に初めての方もいらっしゃいますので、語句の説明をさせていただきます。地域密着型サービスの中の「(看護)小規模多機能型居宅介護」、こちらなのですが、施設に登録された方、これは上限が29人になるのですが、その方々を対象にデイサービスそれから宿泊サービス、訪問介護・看護を組み合わせ提供することによりまして、在宅生活の継続を支援していくということでございます。</p>

	<p>それから「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」ですけれども、これにつきましては、やはり要介護高齢者の方の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じまして訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期巡回型の訪問と随時の対応を行うものでございます。</p> <p>それから一番右側の欄でございますけれども「都市型軽費老人ホーム」、こちらにつきましては23区と武蔵野市全域、それから三鷹の一部に設置が認められているものでございまして、1部屋7.43平米以上、4.5畳以上で、料金を抑えることによりまして利用料が5万3,700円なのですけれども、生活保護受給者の方も入居できるような、低廉な軽費老人ホームになってございます。</p> <p>以上が語句の説明でございまして、それぞれ、圏域ごとに施設数、それから2段になっているところは括弧書きのところは定員となっております。例えば、認知症の高齢者グループホームですと井草地域には6カ所ございまして、定員が117となっております。</p> <p>一番下に29年度末の整備状況が記載されてございますので、ご確認いただきたいと思っております。</p> <p>それから「特別養護老人ホーム」の欄でございますけれども、今、16カ所1,500となっておりますが、「平成29年度整備状況」の「区域外」のところでございますが、南伊豆町との自治体間連携による特別養護老人ホーム、入所定員90人のうち杉並区民の方が50人入居予定でございますけれども、1,500の中に入っておりますので、1,500プラス50で1,550となります。</p> <p>それから「平成29年度整備状況」のところをごらんいただきたいと思っております。こちらは特養2カ所120人、それからグループホーム2カ所36人、それから定期巡回・随時対応型訪問介護看護、こちらが1カ所開設してございます。</p> <p>それから「平成30年度以降の整備予定」でございますけれども、これは既に事業者が決まっておりますので、今後、開設が予定されている特養等の整備状況でございまして、33年度までの4年間で特養7カ所、定員で635人ふやしていきます。それから、このうち4カ所なのですけれども、小規模多機能型居宅介護施設を整備していきます。</p> <p>それから、ここの「阿佐谷地域」の成田東三丁目都有地でございますけれども「地域密着型特別養護老人ホーム」となっておりますが、入所定員が29人以下の特養を「地域密着型特別養護老人ホーム」と言いまして、入所できる方はその地域に住んでいる方、つまり杉並区民に限定されております。30年度の開設予定でございますけれども、特養につきましては3カ所210人、それからグループホームにつきましては4カ所72人、それから都市型軽費老人ホーム1カ所20人、開設する予定でございます。それで、施設のところアンダーラインを引いているところは、既に今年度開設したところでございます。</p> <p>私からは以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>この件についてご質問、あるいはご意見がおありの方、いらっしやいますでしょうか。</p> <p>委員、どうぞ。</p>
委員	<p>これはいつも聞いているのですけれども、南伊豆の特養の現在の杉並区民の利用状況はどうなっているのかということと、あと要介護別に確認したいと思っております。区民の定員枠50名がどれほど充足しているのか、</p>

	お聞きしたいと思います。
高齢者施設整備担当課長	<p>現在、杉並区民の方、21名入居されておりました、今後も随時、申し込みをした方については施設のほうで訪問調査を実施いたしまして、入居者を決定していくということになりまして、今、訪問済みの方が6名いらっしゃいますので、その中からまた入居していただけたらと考えております。</p> <p>それで、今、要介護度別の入居者の状況を持ち合わせておりませんので、後ほどということでもよろしいでしょうか、恐れ入ります。</p>
会長	よろしいですか。
委員	将来的に50名は埋まる見通しですかね。
高齢者施設整備担当課長	<p>はい。その50名を目指して、今後もいろいろな、やはり知っていただくことが一番重要だというふうに考えておりますので、きょうお配りしましたチラシなども特養の入所希望者の方全員に送らせていただいたり、あと、バス見学ツアーなども実施いたします。あと、ケアマネジャーの方に現地を訪問していただく予定にもなっております。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ほか、いかがでしょうか。</p> <p>では、副会長。</p>
副会長	<p>今、特養の利用状況が出たのですけれども、他区でよく聞くのが待機、待機と言いながら、特養が実際に埋まっていない。特養で待機の人に電話すると、今はまだいいですよと言われる。結果として、90%とかの入居率になってしまって、なかなか入ってくれなくて困っているというのを聞くのですけれども、杉並区ではいかがかというのが1点。</p> <p>それからもう1点が、定期巡回・随時対応ですけれども、これは区によってどうも利用率が違うらしいのですよね。杉並区ではこの5カ所ありますけれども、利用率はどの程度なのかという2点、伺えればと思います。</p>
高齢者施設整備担当課長	<p>1点目の、特養の入所の状況をご説明いたしますけれども、今、特養の入所希望者の方は約1,010人いらっしゃいます、その中で優先度の高い方が約610人いらっしゃる状況でございます。現在、3月に開設した永福南社会福祉ガーデンを除けば、状況としてはほぼ入居者の方が定員の100%近い状況になっております。今後も優先度の高い方から入居いただけるように、整備を進めていくということでございます。</p>
会長	まだ足りていないという。
副会長	杉並はそうですね。
会長	<p>杉並の場合はそうですね。</p> <p>2番目については、介護保険課長、お願いします。</p>
介護保険課長	<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護につきましては、定員という考え方がないので、利用率というのがなかなか出ないものではございます。</p> <p>実態としては事業所それぞれだと思っておりますけれども、運営されている法人の方もいらっしゃいますので、済みませんが現在のところは。</p> <p>合計ではございますけれども、29年度で言えば月の平均で109人の利用がございまして、28年度は75人ですから、利用は上がっているという状</p>

	況でございます。
副会長	夜間対応型はどうでしょう。
介護保険課長	夜間対応型につきましては、29年度は月平均で207の方が利用しています。利用の状況としては、27年度203、28年度212、29年度207ですので、横ばいのような状況でございます。
副会長	夜間対応とかは世田谷区がすごく多いのですよ。もともとは世田谷でモデル事業をやっていたので、世田谷区がすごく多いのですね。きちんと調べたことはないのですけれども、どうも区によってこれも差があるらしく、杉並区はどの程度なのかということと、それをふやしていかないと在宅ケアとしてここが重要なポイントになるので、ケアマネさんへの周知とか、そういう利用者さんの利用しやすさみたいな、そういうものをこの2つ、重点的に考えていただければいいかなと思いました。どの程度利用しているかによっても違うのですけれども。
介護保険課長	そうですね、夜間対応型は、今、区内に2つしかありませんので、なかなか数がというところはあるかもしれませんが、周知等は今後も図っていきたいと考えてございます。
会長	委員、何かこの件ありますか。
委員	ありがとうございます。夜間対応型訪問介護と定期巡回につきましては、協議会の中で特に不足の声は上がっていませんで、いろいろと日常生活を考える中の選択肢の1つとしては活用されてきているのではないかと考えています。ありがとうございます。
会長	定期巡回のほうは、利用者サイドから見ると使いにくいという意見もあるのですが、その辺はどんな感じですか。
委員	使いづらさですか。ケースによってなくはないと思うのですけれども、そのあたりもいろいろと主治医の先生とも検討しつつ進めている中では、あまり不便というふうには考えていません。ありがとうございます。
会長	ありがとうございます。そろそろ時間が迫っているので、次へ行きたいのですがよろしゅうございますか。 それでは、最後の報告事項になります。お願いします。
在宅医療・生活支援センター所長	在宅医療・生活支援センターの山田と申します。 私のほうからは、在宅医療相談調整窓口相談実績集計ということで、29年度のご報告をさせていただきます。 在宅医療相談調整窓口は、杉並区には23年7月からございまして、昨年度、29年4月1日から30年3月31日までは杉並保健所の健康推進課の中にございました。こちらのご報告をさせていただいて、また後ほど、今年度、在宅医療・生活支援センターにこの窓口が移りましたので、少し在宅医療・生活支援センターのことも補足させていただきたいと思えます。 昨年度、29年度ですけれども、相談受付延べ数は333件ということでございました。 「相談者」の欄を見ていただきますと、一番多いのは、53.8%、本人・家族のご相談が占めてございます。こちらの相談調整窓口は本人、ご家族のほかには医師の方や訪問看護ステーション、また、ケア24やケアマネジャーの方等の医療・介護、福祉の支援者のご相談も受けておりますので、ケア24やケアマネジャーの方からの相談は30.9%でございます。

「相談内容」としては、一番多いのはやはり「医療・福祉制度サービスに関すること」ということで、7割近くがこのご相談になっております。年齢のほうも保健所に移ってきまして、20代、30代、50代といった65歳以下の方のご相談も比較的ふえてきたという状況でございます。

「疾患種別」としては、一番多いのはご高齢者の方の疾患でも多い、骨折であるとか整形外科に絡む疾患のご相談、また、がんや認知症のご相談で医療機関の情報を探しているということであるとか、介護やサービスのご相談も一緒にこちらの窓口にされるという状況でございます。

「相談の背景」としては、一番多いのは病気の症状の悪化、進行などによって入院から退院してくるということであったり、かかりつけの先生からいよいよ外来に通えなくなって訪問診療を使いたいというご相談であるとか、そういったところが一番多いご相談です。多くは介護力の不足、介護者の不在で、医療だけではなく介護・福祉のご相談も一緒にご相談されているというところでございます。

下の段に行きまして「相談方法」ですけれども、在宅医療相談調整窓口は在宅医療のご相談ということもあるので、電話相談が圧倒的に多く、昨年度は90%は電話相談ということで来庁は8%でございました。

継続でご相談する場合もございまして、なるべくご本人の状況やご家族、また、相談者の状況に対応して傾聴とか課題の整理をしていくことで、医療機関や相談機関をご紹介したりつなげたりし、ということで、終了ということが一番多い相談結果です。

昨年度はこういう形でご相談しておりまして、今年度、同じ相談調整窓口が在宅医療・生活支援センターに移ってまいりました。同じ集計表の右下の欄に、4月2日に開設したので、まだ2カ月分ですが相談結果を掲載させていただきました。全部で69件ということで前年度の月別の件数と比べて月で平均すると5件ぐらいずつふえているかなという状況でございます。

傾向としては在宅医療・生活支援センターが新たに開設するということが、かなり広報やパンフレット等で周知を図ったこともあり、来庁者のご相談も増えまして、全相談の20%が来庁者の相談です。

本日は、お手元の皆さんのお席にオレンジ色の「在宅医療・生活支援センター」というパンフレットも配らせていただきました。4月2日に開設しまして、これが3月にはお配りできなかったのが本日配らせていただきます。開いていただきますと、1ページ目になりますが、在宅医療の相談調整窓口のほかに、こちらのセンターとしては在宅医療のさまざまな関係機関の連携も支援しているのですけれども、1ページ目の黄色い真ん中にある「困難事例を抱える相談機関へのサポート」という機能も持っております。

あともう1つ「地域ささえあいの環境づくり」ということで、大きくは3つの機能を持って開設したセンターでございます。パンフレットの中にリーフレットも挟ませていただいておりますが、こちらはさまざまな複合的な課題を抱えている世帯の支援を行うということのお知らせでございます。

詳細はパンフレットを見ていただけたらと存じます。特に複合的な生活課題を抱えた世帯の支援に関しましては、今のところ相談機関からのご相談を受けるということで始めていますので、5月時点では17件の相談があつて、支援会議等を開き、8050問題であるとか、7040という世帯もありましたが、高齢者の方と40代、50代の少し障害を抱えているよう

	<p>な方とかのご相談をさまざまな関係機関がかかわっていて、ちょっと連携がしづらいような事例を検討しております。センターを開設し、現在、このような事業をしているところです。</p> <p>最後に、お手元に在宅医療・地域ケア会議の通信もお配りさせていただきました。30年3月発行の第13号でございます。運営協議会の委員でもあります、甲田会長もケア24と連携したものの忘れ相談を行っているということで、巻頭をかざっていただきました。認知症を地域で支える仕組みということで特集を組んでございます。今年度もこのような通信を発行し、区内の医療・介護関係者の取組を周知し、介護保険運営協議会でもご報告していきたいと考えております。</p> <p>こちらの説明は以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ご質問を伺いたいところなのですが、予定の時間になりましたので、もし、ご質問がありましたら直接在宅医療・生活支援センター所長にお聞きいただくことにして、その他の報告2件をお願いします。まず、介護保険課長ですか。</p>
介護保険課長	<p>先ほど話に出ましたけれども、今年度から居宅介護支援事業所の指定の権限が杉並区に移りました。従前は東京都だったのですけれども、今後、杉並区としましては、きょうもケアマネ協議会の会長様がいらっしゃっておりますけれども、これからもケアマネの皆様とコミュニケーションをよく図らせていただきまして、ケアマネジメントの向上、また杉並区民のために杉並区の施策の反映というところもご協力いただきながら頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞご協力よろしくお願いたします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、高齢者施策課長。</p>
高齢者施策課長	<p>先ほど、委員から介護人材の確保ということで、会長から後ほどという話がございました。</p> <p>区のほうですけれども、介護人材の確保、育成、定着支援ということで就職相談会による新規従事者の確保や、新たに整備する介護施設を対象に広告宣伝費の補助、家賃補助、あと研修の助成という形で行っています。</p> <p>また、介護施設での従事者の負担軽減ということで、現場での介護ロボットの導入ということで効果検証をしっかりと行いながら、第7期の介護保険事業計画に掲載しながら効果的な人材確保の支援を今後進めていきたいと存じます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>区としても全く何もしないでいるわけではなくて、やれる範囲のことは福祉計画の中に盛り込まれているということです。</p> <p>それでは、もう1つ。次回のことをお話しいただけますか。</p>
高齢者施策課長	<p>次回の予定でございますけれども、次回は10月下旬を予定してございます。まだ正式な日程は決まっておりますので、また再度ご連絡させていただきながら決めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>10月の下旬の火曜か金曜である可能性が高いということで、ご予約いただければと思います。</p> <p>あと、ほかにありますか。</p>

	<p>そうしましたら、3分ほど予定の時刻を超過してしまいました。 きょうも慌ただしくではありませんでしたが、これから今期の協議会を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。 ありがとうございました。</p>
--	--